

自主防災会長の手引き

— 令和5年度版 —



磐田市自治会連合会
磐田市危機管理課

目 次

はじめに	1
自主防災活動の重点項目	2
想定される主な災害	3
自主防災会の必要性・地域の力でまちを守る	4
自主防災会長とは	5
自主防災会長の年間スケジュール	6
安否確認の徹底	13
家庭での「備え」の啓発	20
災害リスクの把握とマイ・タイムラインの普及促進	21
女性の参画の促進	23
外国人市民の防災訓練参加	25
救出・救助	26
初期消火と出火防止	27
可搬式動力ポンプの訓練について	28
消火栓による防火水槽への補水について	31
消火栓使用届出書	32
可搬式動力ポンプの修繕	33
風水害等における自主避難及び避難場所（公会堂の活用）	35
地震発生時の個人の行動と自主防災活動	36
自主防災会本部の設置と自主防災活動（組織・役割）	37
自主防災会本部と各班の活動内容	38
人材台帳の整備	39
指定避難所と自主防災会の関係	41
大規模災害時の対応の流れ	43
情報の収集及び伝達	44
自主防災会から市への被害情報の報告	48
被害・要請情報報告書	49
各施設一覧表	52
自主防災会への補助金	55
個人への助成制度	55
補助金等関係各種様式	57
防災関係連絡先一覧	62

はじめに

近年、地球温暖化などの影響により、予想を超える自然災害が日本各地で発生しています。平成 23 年の東日本大震災以降も、平成 28 年の熊本地震や令和 3 年の伊豆山土砂災害等をはじめ、自然災害は全国各地で発生し、その被害は甚大で、多くの尊い人命が奪われています。本市でも、令和 4 年台風 15 号で多くの浸水被害や土砂崩れが発生するなど、災害は身近にあるものです。

また、政府の地震調査委員会が発表した評価では、東海沖から九州沖に延びる南海トラフ沿いで M8～9 の巨大地震が今後 40 年以内に発生する確率が「90%程度」とされています。さらに、今後 20 年以内に発生する確率は「50%～60%」とされていましたが、令和 5 年 1 月に「60%程度」に引き上げられました。

自然災害に加え、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症等の社会背景を考慮すると、住民の命と生活を守るためには、今まで以上に自助・共助の果たす役割が大きくなり、特に自主防災会の強化や住民一人ひとりの防災意識の向上は一層求められます。

このような中、多くの自主防災会長が 1 年という任期の中で活動しています。自主防災会長だけでは地域の防災に関する役割ははたせるものではなく、住民一人ひとりがその家族のリーダーであり、地域のリーダーであるという意識が欠かせません。

この手引きは、自主防災会を統括する自主防災会長がどのような役割を果たしていくのか、基本的な活動内容などについてまとめたものです。大規模災害時、混乱の中で地域の皆さんの生命や財産を守るために、自主防災会をはじめとする住民の皆さんの力に勝るものはありません。この手引きを、今後の自主防災活動をより一層充実させるための参考としてご活用いただきますようお願いいたします。

磐田市自治会連合会
磐田市危機管理課

令和5年度 磐田市自主防災活動の重点項目

1 安否確認の徹底

防災訓練を中心に各自主防災会で安否確認の方法を確認しましょう。また、自主防災会ごとの安否確認の仕組みを住民一人ひとりが理解できるように周知しましょう。

2 家庭での「備え」の啓発

家庭防災の日を中心に各家庭で災害に対する「備え」を確認し、水や食料だけでなく携帯トイレの備蓄や、家具の固定などの「備え」も進めましょう。

3 災害リスクの把握とマイ・タイムラインの普及促進

洪水・土砂災害・津波等、自分の地域にどんな危険が潜んでいるかを確認しましょう。災害を具体的に想定することで防災訓練の内容も実践的になります。特に風水害については、ハザードマップを活用し災害時の行動計画（マイ・タイムライン）を作成し、大切な人と共有し、災害に備えましょう。

4 性別や国籍にとらわれない活動の促進

女性が防災や復興において、主体的に役割を担い、積極的に活動することで地域住民の精神的な負担軽減に繋がり、速やかな生活再建へと移行できます。各自主防災会において、女性が活動しやすい環境を作り、女性の視点や意見を反映していきましょう。また、国籍などの異なる人々との顔の見える関係づくりを進めましょう。

想定される主な災害

○地震・津波

磐田市に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）であり、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられます。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）などの巨大地震についても発生することを想定する必要があります。

○南海トラフ巨大地震の被害想定

（建物被害）

全壊（単位：棟）

市 町	ケース		揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩	火災	計
	地震動	季節等							
磐田市	陸側	冬・夕	約20,000	約50	約2,600	約100	約30	約4,100	約27,000

（人的被害）

死者数（単位：人）

市 町	ケース		建物倒壊		津波	山崖崩	火災	ブロック塀等	計
	地震動	季節等	建物倒壊	内落下物					
磐田市	陸側	冬・深夜	約800	約90	約900	－	約100	－	約1,900

静岡県第4次被害想定より

○風水害・土砂災害

市内の主要河川は、河川整備を進めているが気候変動により局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクは高まっています。災害は予期されない事態によって起こるものであり、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想されます。

季節的には特に、6～7月の梅雨前線活動の活発化によるもの、また、8～10月にかけての台風による暴風雨、豪雨などの災害が予想されます。なお、10～11月にも発達した低気圧の通過で局地的豪雨に見舞われることがあります。

また、本市における土砂災害警戒区域は347箇所が指定（令和4年3月現在）されており、局地的豪雨等により土砂災害が発生する可能性もあります。

自主防災会の必要性・地域の力でまちを守る

地震が発生したときなど、行政による公的な力や個人の力だけでは限界があります。過去の震災でも、倒壊家屋からの救出は、まず、隣近所の人など近くにいる人にしかできませんでした。

阪神・淡路大震災では、6,000人を超える人が亡くなった一方、約25,000人が倒壊した家などの下敷き状態から隣近所の人たちによって救出されています。こうした例からも、普段から支え合う関係をつくり、地域社会とのつながりを持つことの重要性がみてとれます。

災害に強い地域づくりのためには、「自主防災会」の活動が重要になります。「自主防災会」とは、地域の住民が自主的に地域の防災活動にあたるための組織です。こうした防災活動にあたるためには、多くの人手が必要になります。そのため、役員だけでなく住民一人一人が自主防災会の一員であるという意識をもってもらうことが大切です。

阪神・淡路大震災では地域住民が協力して救出が行われた
(写真提供：神戸新聞社)



平成16年11月豪雨
(磐田市)



図1 阪神・淡路大震災における市民による救助者数と消防、警察、自衛隊による救助者数の対比

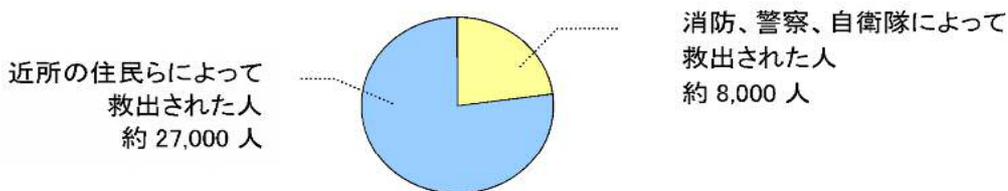


図2 生き埋めや閉じ込められた際の救助

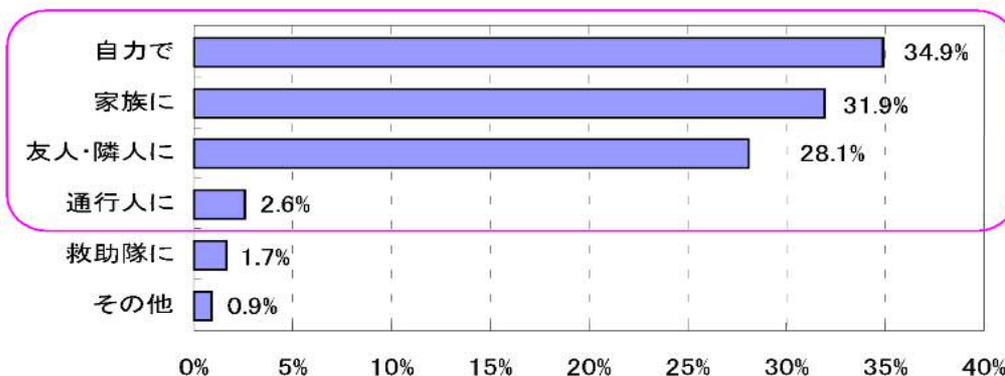


図1・図2 自主防災組織の手引き—コミュニティと安心・安全なまちづくり—(消防庁)より

自主防災会長とは

○自主防災会長とは

自主防災会長は、地域防災の要である自主防災組織「自主防災会」を統括する代表者です。

自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、平常時は地域の危険個所の把握、住民に対する防災意識の普及、防災資機材の点検、避難行動要支援者の把握、防災訓練の企画・実施、様々な防災に関する事業に関する市役所担当部局との連絡調整などを中心となって行います。

災害時には地域で自主防災会本部を立ち上げ、自治会長と連携し本部を統括し、地域の災害対応にあたります。大規模地震の発災直後は指定避難所で立ち上げの支援や運営にも携わることもあります。

○自主防災会の平常時と災害時の主な活動内容

平常時	<ul style="list-style-type: none">① 防災訓練の実施② 防災知識の普及・啓発③ 防災資機材の整備・点検④ 地域内の危険個所の把握（土砂災害警戒区域・津波浸水想定区域・洪水ハザードマップ・災害時の危険個所など）⑤ 避難所運営方法の周知（周辺の自主防災会との連携）⑥ 避難行動要支援者の支援体制の構築⑦ 避難情報等に関する地域内連絡網の構築
災害時	<ul style="list-style-type: none">① 安否確認② 初期消火③ 救出・救助・救護活動④ 避難行動要支援者の避難支援⑤ 自主避難場所（公会堂等）の開設⑥ 自主防災会本部（公会堂等）の設置⑦ 避難所運営本部との連携⑧ 避難所の開設・運営支援（周辺の自主防災会との連携）

自主防災会長の年間スケジュール

基本的な業務を時系列に列記しますので、地区の実情に合わせて応用し、活用してください。※気象や感染症の関係で中止・変更になる場合があります。

◇主な防災訓練と会議

5月 ・自治会長・自主防災会長研修会

※自治会長・自主防災会長が出席し、自主防災会長の役割等について研修を行う。

5月8日（月）から5月12日（金）
（各地域で開催日が異なります）



・避難所運営会議

※自治会長・自主防災会長等が出席し、避難所の施設の見学、施設利用計画や避難所運営体制についての確認を行う。

5月10日（水）から6月9日（金）
（各地域で開催日が異なります）

・補助金交付申請（P55 参照）

※前年度要望した自主防災会は防災倉庫修繕及び整備の補助金の交付申請を行います。

7月～・防災リーダー研修会

支部単位の自主防災会長等が参加して救命講習などを受ける。

磐田支部 7/18（火）
～7/21（金）

福田支部 7/27（木）
竜洋支部 8月調整中
豊田支部 8/20（日）
豊岡支部 7/23（日）



9月 ・総合防災訓練

※自主防災会（自治会）が中心となる訓練
災害初期対応を重点に訓練実施

統一訓練日 9月3日（日）各自主防災会が定めた場所にて

12月 ・地域防災訓練（指定避難所単位の地域主催による訓練）

※指定避難所ごとに関係自主防災会（自治会）が集まり避難所運営に関する訓練を実施

統一訓練日 12月3日（日）各指定避難所にて

3月 ・「家庭防災の日」

※各家庭で防災・減災対策について話し合い、行動していただくように啓発を行う。3月11日もしくはその前後などに実施する。
啓発内容の詳細は自治会連合会で協議後決定する。

- ・各種補助金の実績報告書提出

◇特定の自主防災会が対象となる防災訓練

5月 ・磐田市水防演習

太田川原谷川治水水防組合が主催し、稗原グラウンドを会場に水防演習を実施。対象となった自治会は水防演習に参加する。
※令和5年5月28日（日）
実施予定（御厨、南御厨、田原、向笠・西貝地区対象）

6月 ・土砂災害訓練

市が主催し土砂災害の危険性のある地域（毎年モデル地区）で実施する。
会場となった地区の自治会は訓練に参加する。
※令和5年6月11日（日）実施予定（見付、田原、御厨地区対象）



3月 ・夜間津波避難訓練

毎年3月11日を含む静岡県津波対策推進週間に、静岡県第4次地震被害想定津波浸水区域の自治会を対象に津波避難訓練を実施する。
※令和6年3月9日（土）18時30分実施予定



◇地域での活動（通年）

- ・地域の防災点検

災害発生時に注意しなくてはならないブロック塀や水路などの危険箇所や危険物、要配慮者（避難行動要支援者）の家庭はどこか、防火水利はどこにあるかなど地域の実情に合った点検を実施する。



- ・防災資機材点検

災害時に使用する資機材の点検を行い、不備のあるものは修繕をしておく。可搬式動力ポンプの修繕については市に依頼する。（P34参照）



- ・災害図上訓練等

避難所運営ゲーム (HUG)、マイ・タイムラインの作成など、住民の防災意識向上のための訓練を実施する。

(図上訓練の備品や防災関連 DVD は、危機管理課にて貸し出し可能)

- ・自治会の会議 (報告及び協議・啓発)

自治会の会議で自治会連合会の決定事項の連絡や防災に関する協議事項や連絡事項を報告又は検討する。

- ・人材台帳の整備

地域にいる消防署・消防団 OB や看護師経験者、建設業者、に専門性を生かして地域で活躍してくれる人たちを調査し、ために台帳に整理しておく。



- ・自主防災会本部組織の体制準備

災害時に立ち上げる自主防災会本部の役員をあらかじめ選出し、組織図を作っておく。



- ・地域住民への防災・減災意識向上のための啓発

災害による被害を最小限にとどめるために、各家庭や地域で「自らの命は自ら守る」「家族の命は家族が守る」「**自助**」、
「自分たちの地域はみんなで守る」「**共助**」という防災・減災意識を高めるための啓発を行う。



詳しい訓練要領は、あらためて送付します

令和5年度「土砂災害防災訓練」実施要領（案）

1 目的

出水期を迎える前に、地域住民の土砂災害に対する避難体制の強化と防災意識を向上させ、土砂災害の危険性が高まった際には、住民が命を守るための適切な行動ができるようにしていくことを目的とする。

2 訓練内容

- ・ 公会堂等の指定緊急避難場所への避難訓練
- ・ 講習会

3 訓練想定

- ・ 前線の停滞により大雨が降り続き土砂災害警戒情報が発令されている
- ・ 午前9時に避難指示が発令された

4 訓練実施日

令和5年6月11日（日）午前9時から午前11時30分

5 対象

見付、田原、御厨地区の土砂災害警戒区域

見付：東大久保、富士見町、東坂町、住吉町、権現町、二番町、幸町、加茂川通
美登里町、元宮町

田原：三ヶ野、明ヶ島、東部台

御厨：新貝

詳しい訓練要領は、あらためて送付します

令和5年度「総合防災訓練」実施要領（案）

1 目的

大規模地震発災直後を想定し、身の安全の確保から避難・安否確認までについて確認する。また、人命救助等訓練を実施し地域防災力の底上げを図る。

2 訓練内容

○発災直後の自宅から避難場所までの避難と自主防災会での安否確認の訓練

- 1 自分の身の安全を守る行動の確認
- 2 家族で定めた避難行動の確認
- 3 非常時に持ち出すべきものの確認
- 4 黄色タオルやタスキ等を活用した「わが家は無事です」の意思表示
- 5 自治会内で安否確認の取りまとめ方法の確認
- 6 自治会内住民への安否確認の流れの周知
- 7 個別支援計画を活用した避難行動要支援者の安否確認 など

(訓練例)

- 1 自然水利等を利用した、可搬ポンプやバケツリレーによる初期消火訓練
- 2 身近なものを使用した止血訓練
- 3 防災資機材の点検と取扱い訓練
- 4 高齢者・障害者等の避難行動要支援者名簿の作成と避難支援の検討・訓練
- 5 自主防災組織本部の開設・運営訓練
- 6 携帯トイレや簡易トイレの取扱い方法の周知
- 7 1日に必要な飲料水や食料の確保に関する周知
- 8 その他、地域の特性に応じた訓練

3 訓練想定

- ・午前9時頃 南海トラフ巨大地震が突然発生
- ・震度6強～震度7を観測
- ・自主防災会は速やかに住民の安否確認と要救助者の救出活動をする必要がある

4 訓練実施日

令和5年9月3日（日）午前9時から午前12時

5 訓練会場

自主防災会が定めた場所

詳しい訓練要領は、あらためて送付します

令和5年度「地域防災訓練」実施要領（案）

1 目的

市と連携を図りつつ、自らの命は自ら守る「自助」及び自らの地域は自ら守る「共助」として、自主防災会を中心に**地域住民が主体的に避難所の立上及び運営を実践する訓練**を実施します。

2 訓練内容

- ① 避難訓練
- ② 避難所運営に関する訓練

3 訓練想定

- ・ 午前9時頃 南海トラフ巨大地震が突然発生
- ・ 震度6強～震度7を観測
- ・ 同時に大津波警報が発表
- ・ 市と協力して直ちに避難所を開設、立上げをしなければならない

4 訓練実施日

令和5年12月3日（日）「地域防災の日」

5 訓練会場

市内指定避難所（43か所）

詳しい訓練要領は、あらためて送付します

令和5年度「夜間津波避難訓練」実施要領（案）

1 目的

大規模地震発災直後、津波による被害が想定される。被害を軽減させるため、夜間避難訓練を実践し、津波に関する意識の向上を図る。

2 訓練内容

- ・津波避難タワー等への避難訓練
- ・避難経路の確認
- ・避難時間の確認

3 訓練想定

- ・午後6時30分に南海トラフ巨大地震が突然発生
- ・震度6強～震度7を観測
- ・同時に大津波警報が発表された

4 訓練実施日

令和6年3月9日（土）午後6時30分から7時30分

5 対象

磐田市地域防災計画で定める津波避難対象地区

安否確認の徹底（重点項目 1）

○安否確認はなぜ重要か

被災者の安全を確認（安）することで、対応が必要な人（否）を洗い出す。この確認が早急にできないと、人命救助、初期消火などの自主防災活動が遅れ被害が拡大します。※ただし、津波被害のある沿岸部は警報等が解除されてから

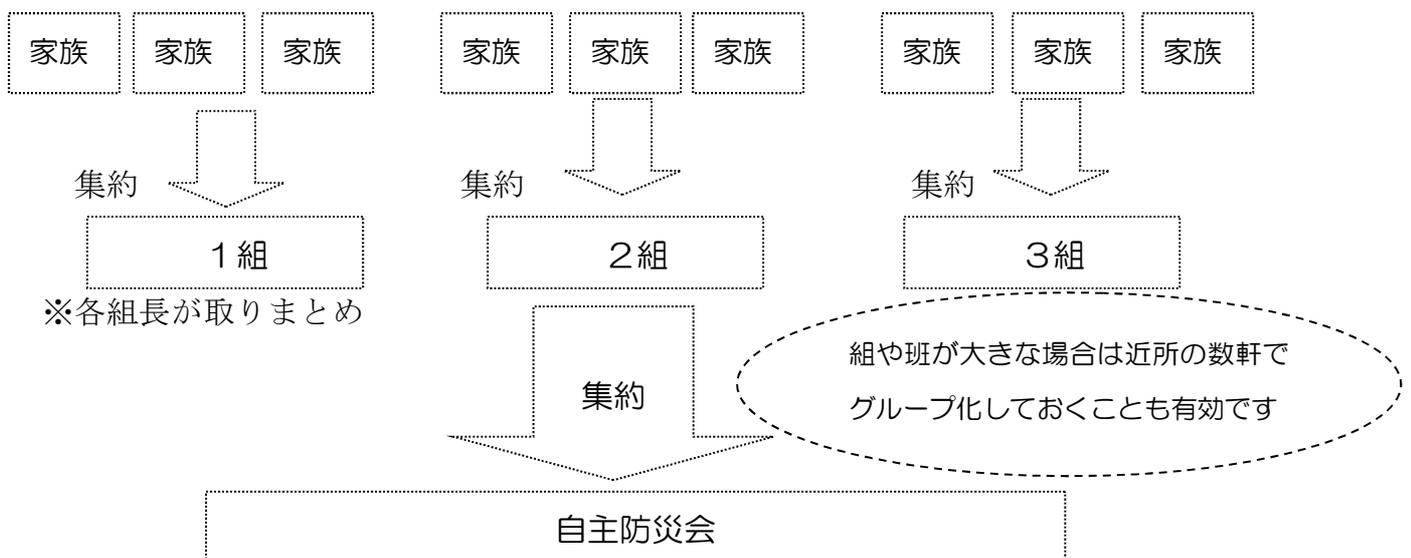
○安否確認の原則

「無事な人」が無事であることを主張することが重要です。助けが必要な人は、助けが必要である声を上げられない状況にあります。つまり、「無事であることを主張しない人」＝「助けが必要な人」ということを理解しましょう。

また、この安否確認の仕組みづくりが大切です。

○安否確認の方法（情報の流れ：家族（世帯） → 組や班 → 自主防災会本部）

- ①家族の代表者は組で定めた集合場所（一次避難場所や一時避難場所等と呼んでいます。）に参集し、安否情報を報告
- ②組長は組内の情報を取りまとめ（P15～P16 参照）、自主防災会本部（公会堂など）に報告
- ③自主防災会本部は各組の情報を取りまとめ、自治会内の状況を把握



※自主防災会本部は指定避難所と連絡調整

○安否確認のために必要なもの

①安否確認シート（会員名簿を活用し作成）

集まった住民の名前を一人ひとり記入していると、時間がかかり、不明な人が誰かわからない場合もあります。事前に準備しておくことが重要です。

②黄色いタオルや救護不要カード

玄関先などに黄色いタオルや救護不要カードを掲げ、無事であることを主張します。

参考資料

会 員 名 簿

年 月 日作成

住 所	磐田市				組 班
フリガナ 世帯代表者 氏名	電 話	緊急 連絡先	住 所		
			氏 名		
			電 話		
氏 名	代表者との関係	性 別	生 年 月 日	備 考	
	代表者	男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		

自 治 会

利用目的

- (1) 会員相互及び役員との諸連絡
- (2) 会員数の把握
- (3) 災害時の避難、救助活動等の基礎データ
- (4) 地域福祉活動の基礎データ

※お預かりした名簿は、ご本人の同意なしに利用目的以外には
使用しません。また、第三者への情報提供もしません。

安否確認シート

参考様式

組長:

安否確認数: 人 / 人

一次避難場所 _____

世帯名	人的被害(○:無事、▲:軽傷、×:重症、?:不明)						家屋情報	対応の必要	備考(現在の居場所など)
情報							無事・倒壊・火事・浸水	あり・なし	
情報							無事・倒壊・火事・浸水	あり・なし	
情報							無事・倒壊・火事・浸水	あり・なし	
情報							無事・倒壊・火事・浸水	あり・なし	
情報							無事・倒壊・火事・浸水	あり・なし	
情報							無事・倒壊・火事・浸水	あり・なし	
情報							無事・倒壊・火事・浸水	あり・なし	
情報							無事・倒壊・火事・浸水	あり・なし	
情報							無事・倒壊・火事・浸水	あり・なし	
情報							無事・倒壊・火事・浸水	あり・なし	

安否確認シート(記入例)

組長: 伊藤一文
安否確認数: 10人/12人

一次避難場所 ○○公園

世帯名	人的被害(○:無事、▲:軽傷、×:重症、?:不明)					家屋情報	対応の必要	備考(現在の居場所など)
	姓	名	名	名	名			
鈴木	一郎	花子	太郎			無事・倒壊・火事・浸水	あり・なし	花子は自宅
情報	○	×	○					
佐藤	一男					無事・倒壊・火事・浸水	あり・なし	行方不明
情報	?							
伊藤	一文	一子				無事・倒壊・火事・浸水	あり・なし	全員自宅
情報	○	○						
木下	一郎	二郎	三郎			無事・倒壊・火事・浸水	あり・なし	一郎は軽傷対応不要
情報	▲	○	○					
阿部	五郎	十郎	奈々子			無事・倒壊・火事・浸水	あり・なし	行方不明
情報	×	×	?					
情報						無事・倒壊・火事・浸水	あり・なし	
情報						無事・倒壊・火事・浸水	あり・なし	
情報						無事・倒壊・火事・浸水	あり・なし	
情報						無事・倒壊・火事・浸水	あり・なし	

黄色いタオル

救護不要カード



(参考) 竜洋住みよいまちづくり協議会防災部会
 自主防災活動における安否確認マニュアルより抜粋

一役割分担一

世帯での安否確認や組（班）長などの確認・報告をスムーズに行うためには、それぞれ役割を明確に以下のとおり整理されることが望ましいと考えます。参考としてください。

住民（世帯員）	①家庭内の家族の安否を確認すること ②家族の無事が確認できたら、手ぬぐい・シートを決められた場所に掲出する
組（班）長	①受持ち（担当）世帯の安否を確認 ②安否状況を集約、自主防災会本部へ報告する （報告例：全□□世帯のうち、□□世帯の安否を確認済み）
自主防災会役員 （会長・副会長他）	①各組（班）長からの確認結果をとりまとめる （安否確認ができた世帯数、所要時間等） ②まとめた結果を指定避難所へ報告指示
連絡係	①自主防災会会長等の命令で指定避難所へ確認結果を報告する

安否確認要領の整理・決定

自主防災会単位で、次の項目を整理してください。

整理 No.	整理項目	対処例等	チェック
1	安否の「意思表示」の方法？	手ぬぐいを掲げる 安否確認シートの作成 自宅へ訪問し声掛け 等	
2	安否の「意思掲出の場所」？	玄関のドア ポスト 道路に面したフェンス・垣根等	
3	安否確認の「確認をする人」は？	組長・班長が組（班）を確認	
4	安否情報を「どこに集って」集約する？	地区公民館 地域で定めた広場・公園 等	
5	安否情報を「まとめる人」は？	自主防災会会長 副自主防災会会長 防災関係役員 等	
6	指定避難所に「報告する人」は？	自主防災会会長 副自主防災会会長 防災関係役員 等	

《参考》 竜洋住みよいまちづくり協議会防災部会

安否確認シート

自治会

■■組(班) 組(班)長

No.	世帯名	安否確認				確認時間及び コメント
		タオル 掲出有	タオル掲出無			
			自宅訪問(うち)			
			確認「○」	不明「×」		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
合計(全 世帯)			()	()		安否確認終了時間

《参考》竜洋住みよいまちづくり協議会防災部会

安否確認シート（記載例）

□□□自治会

■■■組（班） 組（班）長 ★★★ ★★★★★

No.	世帯名	安否確認				確認時間及び コメント
		タオル 掲出有	タオル掲出無			
			自宅訪問（うち）		不明「×」	
		確認「○」				
1	※※ ※※	○	—	—	—	9:10
2	** **	○	—	—	—	9:11
3	◆◆ ◆	×	○	○	—	9:11 ※タオル忘れ
4	★ ★★★★★	×	○	○	—	9:12
5	☆☆ ☆☆	×	○	×	×	9:13 ※自宅不在
6	△△ △△	○	—	—	—	9:15
7	●● ●●	×	○	○	—	9:18 ※タオル忘れ
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
合 計（全7世帯）		3	4	(3)	(1)	安否確認終了時間 9:18

家庭での「備え」の啓発（重点項目 2）

阪神・淡路大震災では亡くなった方の8割以上は家屋の倒壊によるもので、けがをした方の半数近くは家具の転倒によるものでした。大規模地震発生直後は被害状況により、食料等の救援物資が十分に行き渡らない避難所もありました。また、台風や豪雨により物流が滞ることも想定されます。このことから、各家庭において地震等に対する備えをしておくことが非常に重要です。

自主防災会を挙げて住民に対して家庭での備えの啓発に取り組むことが重要です。

○家具類の固定（転倒・落下防止）

どんなに建物を丈夫にしても、家具類が転倒してケガをしては意味がありません。家具はしっかり固定し家族の安全を確保しましょう。市では家具の固定に対する補助制度があります。（詳細は市危機管理課まで）

また、家具の配置も重要です。特に寝室や子ども部屋、家屋内の避難経路上の家具の配置に配慮しましょう。

○出火防止

地震による火災の6割以上が、電気が復旧したことが原因で起こる通電火災であると判明しました。市では揺れを感知して自動的に電気を遮断する感震ブレーカー設置に対する補助制度があります。（詳細は市危機管理課まで）

○家屋の耐震診断と補強

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅は、市建築住宅課に申し込めば、無料で専門家による耐震診断が受けられます。（詳細は市建築住宅課まで）

○ブロック塀等危険個所の点検と改善

大阪北部地震ではブロック塀の倒壊により幼い命が犠牲になりました。門柱やブロック塀は、見かけはしっかりしていても基礎の根入れがなかったり、鉄筋がなかったり安全でないものがあります。（詳細は市建築住宅課まで）

○家庭内のルール決め

家庭内で、どのように連絡を取るのか、どこを通過して避難先に向かうのか、家庭内でルールを決めておきましょう。

○災害リスクや避難所及び指定緊急避難場所の確認

ハザードマップ等を活用し地震や水害等できる限り具体的にイメージしましょう。その場合はどこに避難しようか、各自が災害に応じた避難先を複数考えておきましょう。

○食料・飲料・トイレ等の備蓄

市地域防災計画では7日以上以上の食料や飲料等の生活必需品を備蓄するよう定めています。加えて、携帯トイレや新型コロナウイルス感染症対策としてマスクや消毒類の備蓄も必要です。併せて、非常持ち出し品の準備もしましょう。

災害リスクの把握とマイ・タイムラインの普及促進（重点項目3）

○ハザードマップとマイ・タイムラインについて

平常時から個人で、家庭で、地域で災害に備えておくことが非常に重要です。水や食料、トイレなどの備蓄品（詳しくは磐田市防災ファイルをご覧ください）と同様に、災害時に自分がどんな行動をとるのか計画しておくことも重要です。そのためにまずは、「自分の地域でどんな災害が想定されているか」を知ることが必要です。

○地域の災害リスクを確認するには

大雨による浸水の深さや時間、土砂災害発生危険性のある箇所、地震による揺れや液状化、津波など各種災害に応じた災害リスクや避難場所などをハザードマップで確認することができます。



※ハザードマップは磐田市ホームページなどで確認できます

例えば・・・

「川が氾濫して深さは2 mなら家の2階に垂直避難し、1日～3日浸水が続くから、家の2階に水や食料を3日分は用意しておかないといけない」など、災害リスクを把握することでより具体的な備えができるようになります。

ハザードマップの確認や、まちを歩いて実際に危険箇所を把握し、自主防災会で地域が抱える災害リスクを共有しましょう。

○マイ・タイムラインとは

住民一人ひとりがとるべき防災行動を時系列に整理したものです。特に台風接近時などは、事前に多くの情報を収集することができるので「備える」時間があります。

- ・台風の進路は？
- ・雨はどのくらい降るのか？
- ・水や食料の備蓄は？
- ・停電した時の対応は？ など

マイ・タイムラインを作成するにあたり、事前に必要なことは確認しておきましょう。

- ・浸水想定区域の確認（ハザードマップ）
- ・家庭の状況の確認（ペットや要配慮者など）
- ・避難場所の確認（市の指定緊急避難場所、公会堂、近所の安全な知人宅など）

『マイ・タイムライン』をつくってみよう!!

「台風が発生」してから「川の水が氾濫」するまでの備えをいつから行動するか書いてみよう!

市・町・村 地区 家マイ・タイムライン 作成年月日 年 月

備えまでのおおよその時間

行政から発信される情報

3日前

○台風予報

○台風に関する栃木県、茨城県気象情報(随時)(警戒レベル1)

警戒レベル1

「台風が発生」してから「川の水が氾濫」するまで

台風が発生

自分がいるところで降っていても、上流で雨が降れば川の水は増えてくるよ。

台風が近づいて、雨や風がだんだん強くなる

大雨注意報・洪水注意報 (警戒レベル2)

警戒レベル2

雨強が強くなるとお出かけは大変!

主な備え

いつ、どんな備えをしたら良いか考えてみよう

工、今後の台風を調べ始める

備えの(例)

○テレビの天気予報を注意

○今後の台風を調べ始める

○家族全員の今後の予定を確認

○マイ・タイムラインを確認

○1週間分の薬を病院に受け取りに行く

○避難する時に持っていく物を準備する

○家の周りに風で飛ばされるようなものはないか確認

○テレビ・インターネット・メール等で雨や川の様子に注意

○家族全員の今後の予定を再確認

台風が強くなる前に「行け避難場所」を守らせておく時期

国土交通省関東地方整備局
下館河川事務所 HPより

災害の発生が迫った時に、どんな行動をとるか事前に計画しておくことで、想定外を想定内にしておきましょう。

自主防災会は住民に災害リスクを周知し、「マイ・タイムライン」の作成など災害に対する様々な備えの啓発をすることが重要な役割の一つです。

女性の参画の促進（重点項目4）

地域の防災力向上を図るには、地域における住民の多様な視点を反映していくために、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を進める必要があります。

平成23年の東日本大震災では、避難所によって、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように食事の準備や清掃などを割り振られたところもみられました。女性が主体的に役割を担い、積極的に活動することで速やかな生活再建へと移行できます。

例えば、女性の役員等への登用や訓練参加の啓発や情報提供を行い、多様な視点による活動ができるように環境整備をしていきましょう。



○自主防災会の役員等へ女性登用の促進

災害時にリーダーシップを発揮できる女性を増やすことで、女性の能力を十分に発揮することができ、災害に強い地域づくりに繋がります。役員などのリーダーには、男女の両方が担い、複数の女性が含まれるように配慮してください。

また、「機械操作は男性、炊出し・掃除は女性」などと、性別や年齢により役割の固定化をしていないか見直しをしてください。班編成や業務分担を決める場合、男女の役割を固定的に考えないで柔軟に分担を決めましょう。

○女性が無理なく自主防災会に参加できる配慮を

会議等の開催時刻については、女性が無理なく自主防災会に参加できるように配慮する必要があります。例えば、夕食の支度を終えた後に出席できるよう、平日の夜7時頃から開始し、会議の時間も原則、1回1時間から1時間半で終わるようにするなど、女性に配慮することが大切です。女性が活動しやすい環境をつくることで、男性にとっても参画しやすい好循環が生まれます。

○誰もが参加しやすい防災訓練の実施

親子で参加する防災ゲーム、地域の祭りや運動会など、参加してほしいターゲット層が興味を持ちやすい仕掛けで開催することが望まれます。親子向けの場合は子育て支援施設、小中学校、交流センターなどと連携した訓練を企画することも有効です。

○支援ニーズの違いに配慮した備蓄品等の確保

女性や乳幼児が早期に必要なと思われる物資の代表的なものとして、以下のものが考えられます。

- ・生理用品
- ・女性用下着
- ・授乳用品
- ・離乳食用品
- ・紙おむつ
- ・体温計
- ・消毒液
- プライバシー確保できる間仕切り
- 等

備蓄の品目や数量について、女性と男性のニーズの違い、妊産婦や子育て家庭のニーズに配慮することが必要です。品目や数量については、当事者である女性が参画して検討してください。個人によってニーズは異なりますが、1人あたり最低3日間の量を備蓄することが望まれます。



外国人市民の防災訓練参加（重点項目4）

○磐田市の外国人市民について

現在、磐田市には約 8,300 人の外国人市民が、ほぼ市内全域に居住しています。（令和 4 年 3 月末現在）その中でも約 6 割はブラジル国籍の市民です。文化の違いや言葉の壁によるコミュニケーション不足などから、外国人市民との共生が十分に図られていないケースもあります。しかし、外国人市民は地域を支える大きな力であるとともに、多様な文化がもたらすまちづくりの重要な担い手です。

○多文化共生社会について

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合いながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会を多文化共生社会といいます。これからの社会は、これからさらに多くの外国人を受け入れていく方向へと動き出そうとしています。その中では、お互いに生活や文化を尊重し、共生していくことが求められます。

○訓練に参加してもらう

自主防災会（自治会）における多文化共生社会の最初の一步として、外国人市民の防災対策を位置づけて、取り組んでいきましょう。まずは、地域の防災訓練に外国人市民の参加を積極的に呼びかけ、外国人市民との顔の見える関係づくりを進めるようにしましょう。最初から自治会加入を優先させなくてもよいので、あいさつや地域行事の参加を呼びかけ、少しずつ進めていきましょう。その結果、地域住民にも外国人市民にとっても災害に強い、安心安全なまちへとつながっていきます。



ポルトガル語版自治会案内パンフレットを配布しています！

自治会の活動が私たちの生活に密接に結びついているものであるということを磐田市在住の外国人に理解してもらうために、ポルトガル語版自治会の活動案内のパンフレットを配布しています。HP からもダウンロードできます。

外国人防災 まずは接点作りから



救出・救助

大規模地震時は家屋の倒壊などにより多数の生き埋め者が発生することが予想されます。しかし、消防等の防災関係機関だけでは十分な対応出来ないことが想定されます。隣近所や自主防災会が協力して救出・救助にあたることを求められます。

○自分と家族の安全を確認したら、隣人の救出

- ・負傷者を把握するため、大きな声で叫び反応を確認
- ・要救助者を発見したら、救出のための人を集める
- ・ノコギリ、ハンマー、バール、ロープなどの資機材で救出

○自主防災会による救出

- ・特技者によるチェーンソー、エンジンカッターなどを利用した救出
- ・被災者の埋没位置、数を把握
- ・要救助者は安全な場所に担架などで搬送
- ・止血による救助等

○2次災害には十分注意

- ・倒壊しそうな建物、崩れそうながれきの山など判断に迷う場合は専門的な技術者による救助が望ましい
- ・救出作業時は全体を監視する人を置き、危険を防災する

○救出・救助活動のポイント

- ・挟まれている人に声をかけ安心感を与える
- ・要救助者の人数を確認する
- ・バール等を使用し、てこの原理を利用し隙間をつくる
- ・てこの原理を利用するときの支点は角材等の固く安定感がある物を使う
- ・持ち上げてできた空間が崩れないように角材等で補強する
- ・要救助者の付近を掘り起こすときは、できる限り手作業で行う
- ・一定時間障害物等に挟まれている場合はクラッシュシンドロームの恐れがある

○自分が建物の下敷きになってしまったら.....

- ・できるだけ声を出す（ただし体力を消耗するので長時間になる場合は笛等の物を使って音を出す）
- ・むやみに動くと倒壊物のバランスが崩れる可能性があるので注意する



初期消火と出火防止

○なぜ初期消火と出火防止が重要なのか

大規模地震時は常備消防（消防署）や非常備消防（消防団）だけでは、消火活動が困難であること想定されます。南海トラフ巨大地震が発生した場合、市内で最大約 4,100 棟の火災が発生することが静岡県第 4 次被害想定で試算されています。しかし、市内の常備消防（消防署）と非常備消防（消防団）の消火ポンプが装備されている車両はわずか約 40 台です。さらに、道路は消防車両が通行不能になり、水道管が折損して消火栓の使用ができず、通常の消火活動に比べ制限されます。したがって、南海トラフ巨大地震が発生した場合は、消防機関の活動はほとんど期待できず、自主防災会が中心となって初期消火や延焼防止を行う必要があります。

地震発生時の火災は、被害を何倍にも大きくすることは、過去の災害の例からも明らかです。地震発生の際に火災を出すことがなければ、火に追われて避難する必要もなく、負傷者を落ち着いて救護することが可能となります。

○初期消火の種類

初期消火には主にバケツリレーによる消火、消火器による消火、可搬式動力ポンプによる消火があります。消火器はできる限り各家庭で備え、日頃から消火器の使用方法を確認しておきましょう。



○消火用資機材の点検・整備

消火用資機材は、平常時の適切な管理・点検を怠ることによって使用時の事故に繋がる場合があるため注意が必要です。また、配備するだけでなく点検・整備時に使用方法を習得しておくことが重要です。

地震発生時における自主防災会の消火班の活動基準の一例

- 地震が発生した場合、自主防災会の消火班員は、自分の家庭の出火防止措置及び家族の安全対策を講じたのち、速やかに可搬式動力ポンプの格納庫に参集する。
- 地域内に火災が発生した場合は、最低限必要な班員が集合しだい消火活動する。
- 原則、放水は建物内に入って行わない。
- 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- 消防機関が到着したら、その指示に従う。
- 津波発生の可能性がある場合は、迅速に避難する。

可搬式動力ポンプの訓練について

○大規模地震を想定した訓練

大規模地震時は水道管の破損により消火栓が使用できないことが想定されます。このため、可搬式動力ポンプの訓練は、防火井戸や防火水槽を利用しましょう。防火井戸や防火水槽の場所は市消防本部警防課にご確認ください。

また、防火水槽等の補水が必要な場合は、お近くの消防署・分遣所に連絡し、補水を依頼してください。なお、不用意に消火栓を使用すると、濁水や事故の原因となります。

可搬式動力ポンプ使用方法

- ① ポンプ本体を消防用水の近くまで運び、吸管を本体に接続します。
(吸管の結合は2人以上で行うと安全に行えます。)
- ② 消防用水のふたを開けます。(ふたは重いので手足を挟まないように注意してください。)
- ③ 吸管を消防用水の中に入れます。その時吸管の浮き上がりや詰まりに注意します。
- ④ ホースをポンプの放口につなぎます。必ず、つめのかかり具合を確認します。
- ⑤ ホースの延長と結合を行います。結合金具近くを右足で踏み、オス金具を右手で持ち左手をホースに添えて伸ばします。筒先とホースも結合します。放水中に結合が外れるとホースが飛んできて人命の危険があります。しっかりと結合させましょう。
※ホースは1本約20mです。放水する場所までの距離が歩数などでわかれば、使用するホースの数もわかります。
- ⑥ 燃料コックがある場合は、コックを開けます。
- ⑦ スロットルを「始動・吸水」の位置にします。



- ⑧ チョーク（※1）を閉じてください。始動後、エンジンの回転が安定すれば、チョーク

クを開けてください。(※2) なお、チョークはない機種もあります。

(※1) チョークは寒い時期など、エンジンが冷えている時に使用すると、エンジンが始動しやすくなります。チョークを閉めると、エンジンに吸気される空気の量を絞ることになり、燃料に混ざる空気が減少するため、濃い燃料がエンジンに送られ、始動しやすくなります。

(※2) チョークを閉めたまま、エンジンを始動し続けると、点火プラグの汚れが付着しやすくなります。点火プラグが排気ガスやカーボンで汚れていると電極に火花が出ず、エンジンが始動しません。

⑨ ティクラー(※3)を押して燃料を送ります。(ティクラーはない機種もあります。)

(※3) ティクラーは、エンジンのキャブレター内に燃料を送り、燃料の混合気を濃くして、エンジンを始動しやすくします。何度も押し続けると、キャブレター内に燃料が溜まりすぎて、エンジンが始動しなくなります。

⑩ スターターを引いてエンジンをかけます。引く時は、後ろに人や物がないか気をつけましょう。ロープは軽く引き、少し重くなった所から一気に後ろへ引きます。

⑪ 真空ポンプを作動し吸水をします。(吸水レバーを「吸水」方向に引き、排水パイプから水が出れば、吸水レバーを「放水」方向に速やかに戻してください。)

※排水パイプから連続して水が出ていれば吸水完了です。

吸水できない場合は以下を確認してください。

- ・ドレーンコックが開いている。→閉めてください。
- ・放水弁が開いている。→閉めてください。
- ・吸管的結合が緩んでいる。→しっかり締めてください。
- ・吸管が山なりに持ち上がっている。→なるべく勾配を下げてください。
- ・吸管と水源の落差がポンプの能力(5~6m)以上ある。

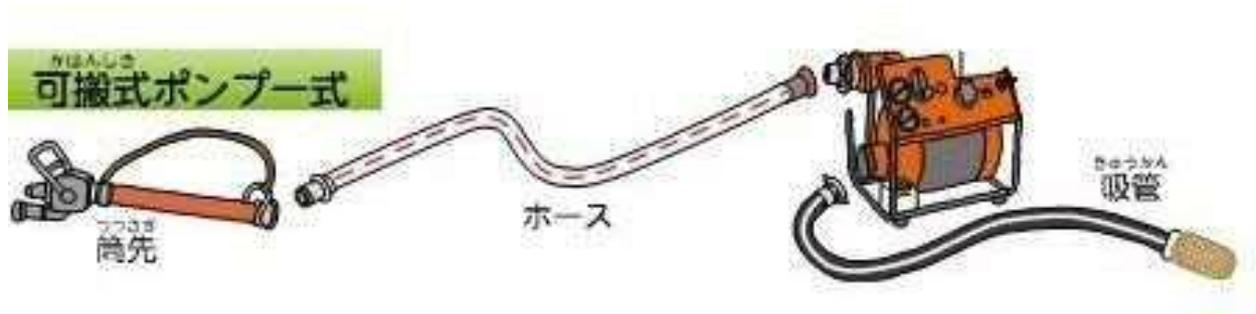
→能力以上の落差(ポンプと水源との高低差)は吸水できません。

⑫ 既にホースを延ばし筒先を持っている人からの「放水はじめ」の合図で、放水弁を徐々に開いてスロットルレバーで圧力を調整し送水します。

⑬ 筒先を持っている人は、ノズルを操作して放水します。反動力で倒されないようにしっかりと筒先を持ちます。

⑭ 訓練使用後は整備を十分に行い、長期間使用しない場合は、ホース、ポンプ内の排水や燃料の抜き取りは確実にを行います。





- ① **圧力計** ポンプ圧力が表示されます。
- ② **放水弁ハンドル** 放水を開始するときに開き、停止するときに閉めます。
- ③ **放水口(差込式)** 放水するためのホースをつなぎます。
- ④ **吸水レバー** 水源の水をポンプに吸い上げるために操作します。
- ⑤ **吸水口(ねじ式)** 防火水槽等の水源から吸水するための吸管をつなぎます。
- ⑥ **ドレンバルブ** ポンプ内部の水を排水するときに開きます。
- ⑦ **真空ポンプ排水パイプ** 吸水時に、水が出ているかを確認します。
- ⑧ **吸管** 防火水槽等の水源から吸水するためのものです。
- ⑨ **燃料タンク** ガソリン等の燃料を入れておきます。
- ⑩ **スロットルレバー** エンジンの回転数を調整します。
- ⑪ **停止スイッチ** エンジンを停止します。

消火栓による防火水槽への補水について

自治会、自主防災会等における消火訓練後において、防火水槽への補水のため上水道消火栓を使用する際には、下記のとおり取り扱い下さい。

水道水は人の命や健康に関わる重要なライフラインであり、常に安全で安心な水質の確保が大前提となっていることから、消火栓の誤操作による濁水事故の発生は利用者に大きな損害と不安を与えてしまいます。

また、管路内水道水には、規定の水圧がかかっていることを認識して頂き、消火栓をご利用の際には、濁水や事故防止に十分なお配慮をお願いいたします。

記

1. 防火水槽への補水の際は、「**消火栓使用届出書**」を上下水道工事課へ提出(FAX可)して下さい。
2. 補水の前に周辺住民に周知し、消火栓を扱った経験のある人が立会いの 上操作して下さい。
3. 水道需要の多い朝晩での補水作業は、濁りが発生しやすくなるため、その時間帯は避けて使用して下さい。
4. 消火栓の使用は、防火水槽への補水のみとしてください。

届出、お問合せは下記まで

磐田市役所 上下水道工事課 (福田支所 2階)

TEL 0538-58-3282 FAX 0538-58-3271

Mail: jogesui-koji@city.iwata.lg.jp

消 火 栓 使 用 届 出 書

年 月 日

磐田市長

自治会名 _____

届出者 会長名 _____

電話番号 _____

下記のとおり消火栓を使用したく届け出ます。なお、使用にあたっては、注意事項を守り、水道の使用に支障がないようにいたします。

記

1. 使用日時 _____年 _____月 _____日 午前・午後 _____時 _____分から

_____年 _____月 _____日 午前・午後 _____時 _____分まで

2. 使用場所 磐田市 _____地内 (添付図面参照)

3. 使用目的 (記入例：防火水槽を可搬式ポンプで使用したため補水する)

4. 責任者(届出者と異なる場合は記入して下さい。)

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

5. 注意事項

- (1) 消火栓を使用することを事前に付近住民に知らせて下さい。
- (2) 消火栓の操作は、扱った経験のある人が立会いの上実施して下さい。
- (3) 消火栓の急な操作や使用により、付近の水道水を濁らせたりしないで下さい。
- (4) 使用消火栓箇所の位置図を添付して下さい。
- (5) 消火栓の使用は、基本的に防火水槽への補水のみとしてください。

磐田市上下水道工事課 水道工事グループ

TEL 0538-58-3282 FAX 0538-58-3271

可搬式動力ポンプの修繕

各自主防災会で使用している可搬式動力ポンプは市の貸与品（一部を除く）です。不具合等による修繕は市の予算で対応しますので、修繕の必要がある場合は危機管理課までご連絡ください。危機管理課から、業者に修理依頼を行い、業者が自主防災会の方、立会いのもと対応します。

可搬式動力ポンプの修繕の流れ

- ①危機管理課（電話 0538-37-2116）に下記の事項を連絡してください。
 - ・どんな不具合か
 - ・立会者の氏名と連絡先
- ②業者から立会者に日程調整の連絡がきます。
- ③業者と立会者とで現場（自主防災倉庫）にて確認してください。
- ④必要に応じて可搬式動力ポンプ一時預かりする場合があります。
- ⑤修繕後、納品されます。
- ⑦ 修繕の費用は、業者から市に直接請求がいきます。

※可搬式動力消防ポンプの修繕については、危機管理課から業者に連絡しますので、自主防災会（自治会）から直接業者に修理依頼しないでください。



可搬式動力ポンプの修繕件数が増加しています

可搬式動力ポンプは不適切な保管方法をしていることで故障してしまうケースが多くあります。可搬式動力ポンプの故障が多く発生した場合、修繕費用が増加するだけでなく、災害時に可搬式動力ポンプを使用することができない事態が発生することが考えられます。

故障を未然に防ぐためにも日頃から適切な「使用方法・保管方法」を確認して、大規模災害時に実際に使用できる状態を保つようにしてください。取扱い方法などで不明な点は市危機管理課（電話0538-37-2116）に確認してください。

代表的な修繕事例と対策

可搬式動力ポンプの修繕で件数が多い事例を紹介します。取扱い方法を適切にすることで故障を未然に防いでください。

故障内容	修理方法	原因	対処方法
リコイルロープが切れる	リコイルロープ交換	力強く何回もロープを引き過ぎてしまい、ロープが損傷してきてしまう。	リコイルスターターの引き方は、ロープを約 50 c m引き出し、引きが重くなる位置から、両手で後方へカーブ引いてください。スターターハンドルは、ロープが元に戻るまで手を離さないでください。
エンジンがかからない	キャブレタ分解清掃	キャブレタ内に燃料が残っていて詰まってしまう。	10日間以上ポンプを運転しない場合は、キャブレタ内の燃料を抜いてください。(燃料タンクの燃料も6カ月以内に使い切るか交換してください。燃料劣化しキャブレタ不調の原因になります。)
真空ポンプ破損	ポンプユニット交換	排水不十分。ポンプ内に水が残っていて、凍結により破損してしまう。	ポンプを使用した後は、必ず放水弁、ポンプドレンコックを開き、完全に排水をしてください。(排水後は忘れずに閉めてください。)



風水害等における自主避難及び避難場所（公会堂の活用）

避難場所とは、一時的に風水害等の危険や被害を避けるために、緊急的に避難する場所のことです。市が指定する指定緊急避難場所は安全性を最優先しており、環境面の配慮は重点を置いていません。また、限られた施設やマンパワーで公助には限界があります。できる限り多くの避難場所を共助の力を最大限活用して確保することが重要です。地域住民から相談があった場合は、以下のとおり公会堂の開設等にご協力をお願いします。

自主避難対応の流れ

台風の接近・集中豪雨・河川の水位上昇が予測される

- ・台風が接近するも勢力が弱く、市の指定緊急避難場所は開設されないが、不安であり自主避難したい
- ・強い風雨により一人で自宅にいるのが、不安であり自主避難したい
- ・市の指定緊急避難場所（小中学校等）が開設された場合でも、体育館等の滞在環境が十分でなく、長時間居られない。

自治会長または自主防災会長に上記のような相談がくる。



①頼れるところがある場合

- ・頼れるところ（家族、親族、知人宅など）への自主避難をするようアドバイスする

②頼れるところがない場合

- ・共助として公会堂などを避難場所として開設し、避難者を受入れにご協力ください。ただし、公会堂が浸水の危険性や土砂災害の危険性があるかをハザードマップなどで確認して判断してください。

- ・自治会での対応状況や避難者数等を市役所へ連絡する

- ・避難時には、非常持出品（マスク・消毒・飲食料・毛布・懐中電灯・衣類等の各自が必要なもの）を必ず持参するよう伝える

- ・連絡先：危機管理課 0538-37-2114
自治デザイン課 0538-37-4811
各支所
福田支所 0538-58-2370 竜洋支所 0538-66-9100
豊田支所 0538-36-3150 豊岡支所 0539-63-0020

地震発生時の個人の行動と自主防災活動

大規模地震が発生後、冷静に対応するのは難しいものです。自主防災会長は日頃から下記の行動パターンを把握し、地域住民にも啓発しておきましょう。

また、住宅や家具などの下敷きになる人やけが人の発生、出火など様々な事態が想定されます。自主防災会では、自主防災会長を中心に行政などの公共機関と連携し、地域の皆さんで力を合わせて活動しましょう。

状 況	個人の行動（家庭）	自主防災活動
地震発生	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の揺れに注意し、身を守る ・素早く火の始末 ・玄関を開けて逃げ道の確保 	
揺れがおさまったら	<p>津波、山・がけ崩れの危険が予想される地域はすぐ避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火元の確認 ・早めにガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切る <p>火が出ても落ち着いて初期消火</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の安全確認 ・靴を履く <p>割れたガラスなど家の中も危険がいっぱい</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・みんな無事か <p>隣近所に声をかける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近所に火は出していないか <p>大声で知らせる 消火器を使い 漏電、ガス漏れ、余震に注意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所で助け合い <p>見つからない人はいないか？ けが人はいないか？ 要配慮者は大丈夫か？</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオや同報無線で情報確認 ・地域で定めた避難場所に一次避難 <p>車で逃げるな ブロック塀、ガラス、がれきに注意 避難途中にあるお宅にも声をかけて</p>	<p>自主防災会本部の設置 避難場所では住民の安否を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報班による地域内の被害情報収集 ・市からの情報を住民に正しく伝達
火災発見 倒壊家屋の発見 負傷者の発見	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなで消火活動 ・みんなで救出救護活動 <p>なるべく自主防災会でまとまって避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消火班による初期消火活動 ・救出・救護班による救出活動 ・負傷者の応急救護、救護所への搬送 ・要配慮者の避難支援 <p>地域の事業所等の協力を得る 困難な場合は消防署、消防団等に要請</p>

自主防災会本部の設置と自主防災活動（組織・役割）

○自主防災会本部の設置

市内に大規模地震が発生したり、台風などの風水害により被害が拡大したりすることが予測される場合は自主防災会本部を設置します。

地域により、災害の発生状況や被害状況も異なるため、自主防災会長は、あらかじめ地域に適した自主防災会本部の設置基準や体制を決めておき、周知しておくことで、より迅速に的確な対応をとることが可能になります。

また「防災委員」など、自主防災会長を補助する者を設けることで、組織力が強化されるとともに、自主防災会長の負担を軽減します。

○組織・役割分担

実際に大規模地震が発生した場合は、自主防災会は自主防災本部の立ち上げと運営、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集・伝達などの活動を担うこととなります。また、地域の活動拠点となる指定避難所の立上げを支援します。

発災直後の自主防災会本部の班体制（参考例）

班	役割
自主防災会本部	各班への指示、地域の状況把握、世帯名簿の提供、指定避難所との連絡など
消火班	初期消火・延焼防止など
救出・救護班	救出・救助、救護所への搬送など
要配慮者班	高齢者や障がいがある人の避難支援など
避難誘導班	避難の誘導など
食料・物資班	食料・物資の配給など

避難所開設支援班	指定避難所の立上げ支援
----------	-------------

※各自主防災会から指定避難所に駆けつける人も必要になります

○各班長と班員をあらかじめ決めて、班体制等は公会堂等に掲示しておきましょう

○地域住民が自分は●●班という意識をもち、災害時には何をするか意識して防災訓練に臨めるよう、訓練を企画しましょう

○自主防災会の規模や実態に応じて、班体制は決めましょう

自主防災会本部と各班の活動内容

【自主防災会本部】

- ・本部の設置場所は安全でかつ公会堂など地域住民が分かりやすい場所にする
- ・各班の役割を掲示する
- ・各班の活動への動員や指示をする
- ・世帯名簿や避難行動要支援者名簿を活用する
- ・各組長・班長からの安否情報等を取りまとめ、地域内の状況を把握
- ・様式（P49～P51）にて指定避難所に被害情報・要請情報を報告する
- ・その他、在宅避難者等（地域）と指定避難所の連絡調整

【消火班】

- ・防火水槽や用水などの水利がどこにあるか確認しておく
- ・可搬ポンプや消火器の取扱いを日頃の試運転などで確認しておく
- ・延焼の恐れがあるときは、風下の地域を中心に避難を呼びかける
- ・停電後に電気が復旧した際に起きる「通電火災」に注意し、住民に呼びかける

【救出・救護班】

- ・倒壊家屋を発見したら、大きな声で呼びかけ生き埋め者がいるか確認する
- ・バール、ジャッキなどの使用方法を確認しておく

【要配慮者班】

- ・支援が必要な方を把握し（本人の同意のもと個別計画（見守り助け合いカード）を作成しています）避難の支援をする

【避難誘導班】（津波の危険がある場合は、てんでばらばらに高い場所に逃げること）

- ・倒壊の恐れのある家屋、延焼の可能性がある家屋など、危険な箇所からは立退き避難するよう拡声器等で呼びかける

【食料・物資班】

- ・地域住民のニーズ調査を行う
- ・指定避難所等からの食料や物資を住民に配布する

【避難所開設支援班】

- ・発災後は避難所の開設と立上げの支援に向かう

※班体制や役割は自主防災会ごと検討してください

人材台帳の整備

○人材台帳作成のすすめ

自主防災会の防災活動をより効果的に行い、減災につなげていくには、多くの地域住民を巻き込むことが必要であり、技能や資格、多様な経験をもった人を発掘していく体制づくりが欠かせません。

その第一歩が、自主防災会に所属する住民の中に、「地域の財産である人」がいるか把握することです。

○人材台帳作成の手順

①地域の財産である人の見える化

自主防災会に所属する住民の中に、どのような「地域の財産である人」がいるか把握する。

(例) 元消防団員・隊員、元警察官・自衛官、栄養士・調理師、重機のオペレーター、民生委員・児童委員など

②目的の共有化

住民一人ひとりの参加・参画により自主防災会が運営され、地域の防災力が高まることを説明する。

(例) 住民が集まる防災訓練などで、人材台帳作成する目的を説明し理解してもらう。

③地域の財産である人のリスト化

「人材台帳の作成」を理解してもらった人材を台帳に掲載。

⇒できあがったものが「人材台帳」となる。



①元消防団員・隊員

持っている専門知識や技術

- ・初期消火
- ・救出、救助、応急救護
- ・AEDの使い方
- ・心肺蘇生方法



②地域防災指導員・防災士&静岡県ふじのくに防災士

持っている専門知識や技術

- ・初期消火
- ・救出、救助、応急救護
- ・AEDの使い方
- ・心肺蘇生方法



③元保健師・助産師・看護師

持っている専門知識や技術

- ・疾病の予防や健康増進など公衆衛生の指導
- ・妊娠、出産、産後、新生児ケア
- ・傷病者などの療養上の世話や診療補助



④元警察官・自衛官

持っている専門知識や技術

- ・各種災害において救助活動や予防活動などの対応限界を超えた地域に派遣された救援



⑤重機等のオペレーター

持っている専門知識や技術

- ・瓦礫や土砂等除去などで活躍する重機の操縦



⑥民生委員・児童委員

持っている専門知識や技術

- ・適切な支援やサービスが受けられるように、行政への「つなぎ役」
- ・地域の中の高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割



⑦アマチュア無線有資格者

持っている専門知識や技術

- ・アマチュア無線資格



⑧栄養士・調理師

持っている専門知識や技術

- ・日々の食事のアドバイスや献立、炊き出しなどの調理

指定避難所と自主防災会の関係

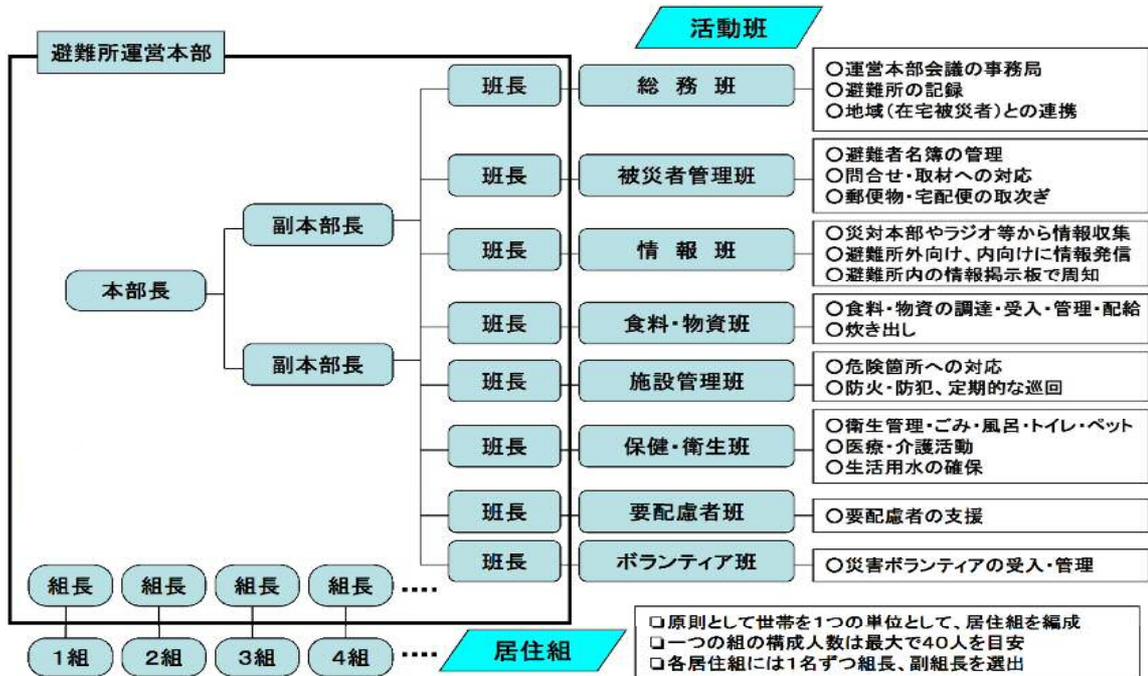
○指定避難所の開設

市内で震度5強以上の地震が発生した場合、水害等の発生するおそれがあり、地域住民の避難が必要と判断した場合、市職員（避難所開設班員）は直ちに避難所に参集し、施設管理者（学校職員等）と協力して避難所を開設します。

○指定避難所での避難生活とは

指定避難所は、大規模地震などにより自宅が倒壊したり、津波で流出したりと、自宅での生活ができなくなった方々が避難生活をおくるところです。指定避難所では、避難者が運営組織を編成し、避難生活の運営を行います。

◇指定避難所の組織編成例



○上記の組織図は「例」であり、組織編成は避難者の規模や地域の実態に合わせて変更します

○在宅生活の継続が基本

大規模災害が発生したら、必ず指定避難所で生活をしなければならないということではありません。自宅に被害がない、または軽微な被害で、安全面や機能面で問題がない世帯はできるだけ「在宅生活の継続（自宅での生活）」をしましょう。そのためにも住宅の耐震化、家具の固定、携帯トイレの備蓄などが重要です。

在宅生活の継続によるメリット

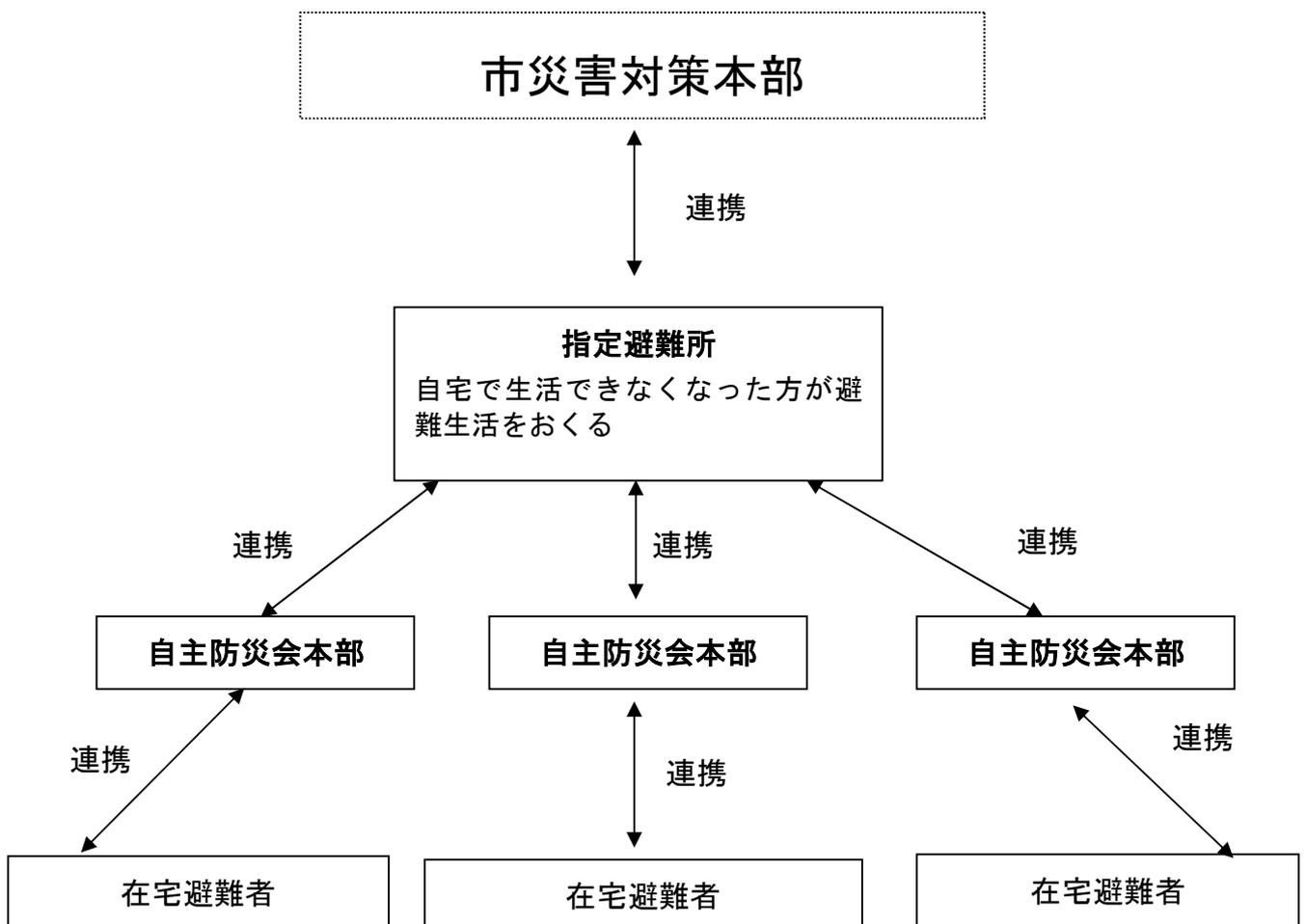
- ・避難所スペースは限りがある
- ・自宅は個人（家族）の空間として生活できる
- ・空き巣の被害を防止できる
- ・小中学校の授業がはやく再開できる

○指定避難所と自主防災会との関係

指定避難所は小学校区などを単位とした自治会が集まって避難所運営組織を形成します。指定避難所では避難者の中から「本部長」が選出されます。（発災初期はあらかじめ地域で本部長を定めている場合があります）各自主防災会から避難所の立上げ支援に向かった人は本部長の指示に従い行動してください。

地域内の在宅避難者等の食料や物資については、原則、指定避難所に届きます。自主防災会は在宅避難者等の地域内で生活している方の情報を把握し、在宅避難者に配給します。自主防災会では在宅避難者に、食料や物資をどのように配給するか決めておく必要があります。

○関係のイメージ



※自主防災会は指定避難所と在宅避難者とのパイプ役になります。

- ・ 地域内の被害状況の報告
- ・ 必要な物資の要請
- ・ 届いた物資の受け取り
- ・ 在宅避難者への物資の配給
- ・ その他、市災害対策本部への各種要請簿 -

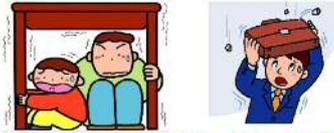
大規模災害時の対応の流れ

大規模災害時における対応の流れのイメージです。参考としていただき、地域の条件などにより臨機応変に対応してください。

大規模災害時の対応の流れ

① 発災

発災したら机の下へ逃げたり、頭を保護するなど安全確保の避難行動をとります。



② 自宅の被害状況や家族の安否などを確認

- ・自宅に被害はないか、家族は無事か、火災は起きていないか など
- ・ブレーカーを切って避難準備



③ 「避難場所」へ避難開始!

- ・ご近所力を合わせて要配慮者の確認と避難補助
- ・避難経路の安全確認
- ・沿岸部は津波避難施設へ緊急避難
- ・土砂災害や土石流危険区域からの避難



要配慮者の確認と避難補助



避難経路の安全確認



沿岸地域では津波避難施設へ緊急避難



土砂災害や土石流危険区域からの避難



④ 自主防災会役員は公会堂等へ自主防災会本部を設置

⑤ 自主防災会役員は公会堂や神社の社務所などの建物を自主防災会独自の「避難場所」として開設・運営

⑥ 自主防災会役員は避難者の確認・被災状況の確認・要配慮者の避難状況を確認



情報の収集及び伝達

○情報を得る手段とは

平常時を含め、市はもちろん様々なメディアからも情報を提供しています。

自主防災会長は常日頃から情報を積極的に取りに行く意識を地域住民にも啓発していきましょう。

情報提供の種類

①磐田市 LINE 公式アカウント

磐田市では無料コミュニケーションアプリ「LINE」を活用した磐田市公式アカウントを開設しています。友だち登録時には、市からのお知らせ通知をカテゴリ毎に選択受信できるようになっています。防災情報の受信設定をしていただくようお願いいたします。

※受信設定をされない場合は、緊急時などを除き原則市からの通知を受信できません

登録方法

手順① 友だち登録する

LINE を開き、友だち追加画面から①右記 2 次元バーコードを読み込むか、
② ID 検索で「@iwata_city」と検索し、「追加」をクリックしてください。

LINE 未ダウンロードの方
LINE アプリは、下記 2 次元
バーコードからダウンロードで
きます



手順② 受信設定をする

最初のトーク画面で受信設定をします。生まれた年、性別、お住まいの地域、受信を希望する情報を選択してください。受信を希望する情報を選択しない場合は、一斉通知を除き、市からの配信は受信されません。



※受信設定の途中で「認証」に関する画面に切り替わることがあります。こちらは公式アカウントのトーク機能を使用するため、友だち登録をされた方に最初のみ表示されます。そのまま「許可する」をタップしてください

②「いわたホッとメール」

携帯電話やパソコンのメール機能を利用して防災情報などを配信します。台風や豪雨では同報無線などの放送が聴きとりにくくなります。このシステムは同報無線の内容だけでなく、警報や避難指示などの重要な情報も配信しますので、地域の皆さんにも登録を啓発していきましょう。

携帯電話やスマートフォンなどのメール機能を利用し、気象警報、避難情報を配信するサービスです。同報無線の放送内容を文字で確認できるため、聞き逃し、聞き漏らしなどがなくなり、情報を正確に把握することができます。

【登録方法】

entry@hotline.city.iwata.shizuoka.jp

に空メールを送信(件名・本文なし)してください。

または、右の2次元バーコードをご利用ください。

登録方法に関するお問合せは「コールセンター」フリーダイヤル
0120-670-970 午前9時から午後6時(平日のみ)へ。



QRコード

③緊急速報メール

携帯電話の緊急速報システムにより県や市から緊急情報が配信されます。



④防災行政無線同報系（同報無線）

市内に設置されている同報無線スピーカーから情報を放送されます。

⑤磐田市ホームページ

ホームページのトップページ上の「災害・防災情報」には、市内河川の水位情報や市内雨量情報、警報レベルによる避難情報の発信、福田漁港ライブカメラ、いわたホッとライン配信内容、磐田市ハザードマップ、静岡県・気象庁のホームページの案内などの防災情報が集約されています。

⑥防災行政ラジオ（市が有償配付したもの）

同報無線放送を受信できるラジオです。

AM、FMラジオ放送も受信します。



⑦防災ファイル

各種災害から身を守る方法や、日頃の備えなど、防災の基礎知識が記載されています。各世帯に1冊配布されています。(ない場合は、市危機管理課へお問い合わせください。)

⑧広報いわた

市の防災・減災に向けた取り組みや、自助、共助で必要なことをお知らせします。

⑨自治会回覧や資料の全戸配布

広報いわたには掲載しきれない情報や案内を提供します。

⑩メディアからの情報提供

※「磐田市防災ファイル」の防災情報編情報No.1を参照ください。

・テレビ

ニュースや警報・速報の緊急テロップなどご自宅のテレビで情報が流れます。データ放送(dボタン)で、気象情報や市の防災情報などを見ることができます。

NHKのデータ放送(dボタン)

NHKのデータ放送は、リモコンのdボタンを押すと見ることができます。気象情報や河川情報、磐田市から発令される避難情報が確認できます。



① 赤ボタンを押す。「気象情報へ」



② 上下ボタンで「安全・安心ポータル」を選択する。



・ラジオ

テレビと同様にラジオもニュースや緊急速報が入ります。
市ではFMハローなどと協定を締結しているため、市から情報提供した内容が放送されることがあります。

・インターネット

静岡県が運営する地域密着型防災サイト「サイポスレーダー」や静岡県地震防災センターの防災GIS情報閲覧ページ、気象庁の高解像度降水ナウキャストなどのインターネットのニュースや掲示板などにより情報提供されています。

市ホームページ防災リンク集

市内の河川情報や雨量情報、県や国のホームページのリンク集です。県が運営する「サイポスレーダー」では、ピンポイント天気をはじめ、防災情報、雨量・水位情報などをリアルタイムで提供しています。

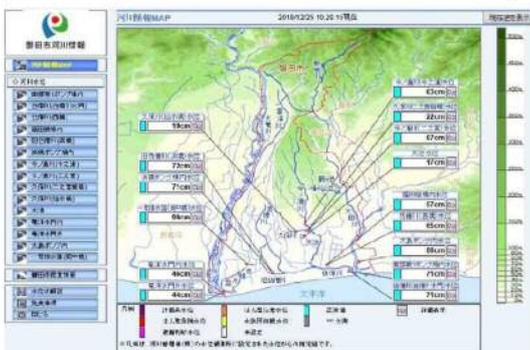


磐田市ホームページ

トップページ「災害・防災情報」から確認することができます

磐田市河川情報

中小河川の水位状況が確認できます



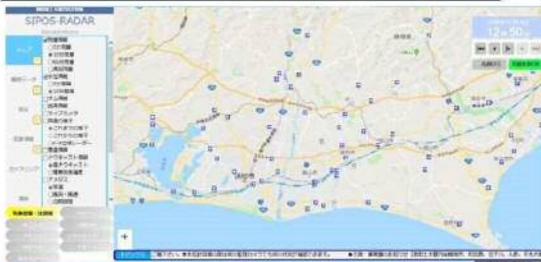
磐田市雨量情報

市役所や各支所の時間雨量が確認できます



サイポスレーダー（静岡県土木総合防災情報）

静岡県が運営するサイト
防災情報や雨量、水位情報が確認できます



川の防災情報（国土交通省）

国土交通省が運営するサイト
防災情報や雨量、水位情報が確認できます



【お問い合わせ先】 磐田市危機管理課 TEL(0538)37-2114/FAX(0538)32-0177

自主防災会から市への被害情報の報告

○大規模災害時の情報収集と伝達について

大規模災害が発生した場合には、自主防災会と市が相互に協力して、迅速な災害対応、救援、生活支援を行う必要があります、それには地域住民の安否と被害状況の早期把握が必要不可欠です。

自主防災会は以下により市へ情報報告を行ってください。

◇情報報告内容

① 被害情報（速報）

- ・ 人的被害、建物被害、火災被害、ライフライン被害のあり・なしを報告
- ・ 「被害なし」も重要な情報です。被害が甚大で報告できないこともあります、情報が入り次第報告

② 被害情報（詳細）

- ・ 人的被害の人数、建物倒壊・火災被害の棟数、在宅避難者数等の情報を報告

③ 要請情報

- ・ 不足する物資や器材、人員など地域で対応できない課題を取りまとめて具体的に指定避難所に要請

◇情報の報告先

指定避難所

（自主防災会からの要請等の情報を指定避難所から市災害対策本部へ連絡します）

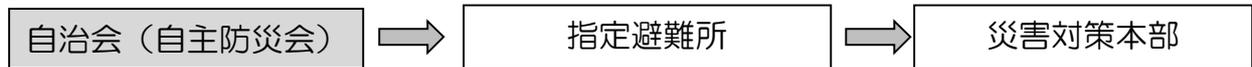
◇報告の方法

自-1「被害状況報告書【第1報：被害速報】」、自-2「被害状況報告書【第2報以降：被害詳細】」、自-3「自主防災会からの要請情報【食料・物資等の要請】」にて報告をしてください。徒歩、又は自転車等で指定避難所に持参。（P49～P51 参照）
正確な情報伝達のためには様式の提出が望ましいが、被害状況によっては電話や伝令等も活用する。※様式は自主防災会本部（公会堂など）に用意しておきましょう。

公会堂など活用できる場所に保管
しておいてください

被害状況報告書【第1報：被害速報】

【情報の伝達先】



報告者氏名

記入した日時	年 月 日 ()	時 分
自治会等名		

被害の状況				備考
人的な被害	・あり	・なし	・未確認	
建物の被害	・あり	・なし	・未確認	
火災の発生	・あり	・なし	・未確認	
停電の被害	・あり	・なし	・未確認	
断水の被害	・あり	・なし	・未確認	
電話の不通	・あり	・なし	・未確認	
道路・橋の被害	・あり	・なし	・未確認	

※ この報告は地震発生から1時間後を目安にお知らせください。

※ 停電、断水などは自治会公会堂の周辺における状況を記入してください。

※ 市役所記入欄

受付日時	/ /	:	受付者	
------	-----	---	-----	--

被害状況報告書【第2報以降：被害詳細】

【情報の伝達先】



報告者氏名 _____

記入した日時	年 月 日 ()	時 分
自治会等名		

被害の状況		備考	
人的被害	死者	・あり (人) ・なし	
	行方不明者	・あり (人) ・なし	
	負傷者	重傷者 (歩行不可能)	・あり (人) ・なし
		軽傷者 (歩行可能)	・あり (人) ・なし
建物被害	全壊 (建物の全部が倒壊)	・あり (棟) ・なし	
	半壊 (損壊部分が延床面積 の20%~70%)	・あり (棟) ・なし	
	火災	全焼	・あり (棟) ・なし
		半焼	・あり (棟) ・なし
		一部焼損	・あり (棟) ・なし
避難者の状況	指定避難所 名、避難場所 名 在宅避難 名、その他 名		
その他の被害状況			

※ この報告は地震発生後の調査によって判明した状況をお知らせください。

※ 地震発生から2日目以降は1日1回を目安にしてお知らせください。

受付日時	／ 50 ／	:	受付者	
------	--------	---	-----	--

公会堂など活用できる場所に保管
しておいてください

要請情報

自主防災会からの要請情報【食料・物資等の要請】

【情報の伝達先】



報告者氏名 _____

記入した日時	年 月 日 () 時 分
自主防災会名	

要 請 の 状 況	
救 助 の 要 請	現場の位置
	現場の状況
物 資 の 要 請	※食料や飲料水など必要とされる品名や数量、その他生活支援の内容を具体的に記入してください。
	配達する場所
連絡先・担当者	

※ この報告は地震発生後、救助や物資等を要請する場合に活用してください。

※ 市役所記入欄

受付日時	/ /	:	受付者
------	-----	---	-----

各施設一覧表

1 本部・支部

名称	所在地	電話	F A X
危機管理課 (災害対策本部)	国府台 3-1	0538-37-2114	0538-32-0177
福田支所	福田 400	0538-58-2370	0538-55-2110
竜洋支所	岡 729-1	0538-66-9100	0538-66-2139
豊田支所	上新屋 304 (アミューズ豊田内)	0538-36-3150	0538-34-2496
豊岡支所	下野部 48	0539-63-0020	0539-63-0031
救護本部 (災害対策本部内)	国府台 3-1		
消防災害対策本部 (磐田市消防署)	今之浦 2-14-2	0538-37-0119	0538-36-9920

2 指定避難所

名称	所在地	電話	F A X
城山中学校	見付 263-3	0538-32-6108	0538-36-2962
磐田北小学校	見付 2352	0538-32-6168	0538-36-3254
富士見小学校	富士見町 4-9-5	0538-36-0770	0538-36-2968
ワークピア磐田	見付 2989-3	0538-36-8381	0538-36-8383
総合体育館	見付 4075-1	0538-32-4236	0538-37-0456
磐田第一中学校	国府台 39-1	0538-32-6101	0538-36-2591
磐田中部小学校	中泉 1230-2	0538-32-5101	0538-36-3464
磐田西小学校	中泉 2522-2	0538-32-2275	0538-36-3452
磐田南小学校	千手堂 1356-1	0538-32-2553	0538-36-3329
長野小学校	小島 736	0538-32-5437	0538-36-3082
西貝交流センター	西貝塚 1377-5	0538-32-4853	0538-32-4853
南御厨交流センター	東新屋 613	0538-35-0982	0538-35-0982
東部小学校	東貝塚 206	0538-32-2490	0538-36-2979
神明中学校	鎌田 2262-74	0538-32-4644	0538-36-1859
田原小学校	三ヶ野 1030-1	0538-32-5445	0538-36-2934
向笠小学校	向笠竹之内 391-6	0538-38-0390	0538-38-3635
向陽中学校	向笠竹之内 1162-2	0538-38-0339	0538-38-3632
大藤小学校	大久保 282-1	0538-38-0021	0538-38-3630

名称	所在地	電話	F A X
岩田小学校	匂坂中 987	0538-38-1854	0538-38-3627
南部中学校	野箱 32	0538-35-7575	0538-36-1729
於保農村婦人の家	大原 1654-1	0538-34-4271	0538-34-4271
静岡産業大学	大原 1572-1	0538-37-0191	0538-36-8800
福田中学校	福田中島 3753-1	0538-55-2101	0538-55-2107
福田小学校	下太 380	0538-55-2129	0538-55-2766
福田中央交流センター	福田 1587-1	0538-58-1111	0538-58-1110
豊浜小学校	豊浜 9	0538-55-2570	0538-55-2131
福田屋内スポーツセンター	南島 393-1	0538-58-3131	0538-58-3133
福田健康福祉会館	宇兵衛新田 186-1	0538-58-3038	0538-58-3084
竜洋中学校	豊岡 4473-8	0538-66-2324	0538-66-7907
竜洋西小学校	川袋 1900	0538-66-2134	0538-66-2165
竜洋東小学校	中平松 23	0538-66-2034	0538-66-7908
竜洋北小学校	堀之内 356	0538-66-1190	0538-66-6899
豊田東小学校	高見丘 57	0538-37-0621	0538-37-0622
豊田中学校	加茂 243	0538-32-4637	0538-32-8392
豊田北部小学校		0538-32-3857	
アミューズ豊田	上新屋 304	0538-36-3211	0538-36-6422
豊田南小学校	森下 300	0538-32-5273	0538-34-4736
豊田南中学校	立野 200	0538-37-3451	0538-37-3452
青城小学校	中田 55	0538-35-4128	0538-35-4129
豊岡中学校	合代島 943	0539-62-2085	0539-62-5962
豊岡北小学校	下野部 158-1	0539-62-2036	0539-62-5967
豊岡総合センター (豊岡体育館)	老貫地 64-1	0539-63-0036	0539-63-0042
豊岡南小学校	上神増 1410	0539-62-2155	0539-62-5410
豊岡南部会館	掛下 1489	0539-62-3061	0539-63-0031
豊岡東交流センター	敷地 1187-3	0539-62-6669	0539-62-6669

3 消防署・分遣所

名称	所在地	電話	F A X
磐田市消防署	今之浦 2-4-12	0538-37-0119	0538-36-9920
東部分遣所	岩井 1907-41	0538-35-7119	0538-35-7119
福田分遣所	南島 237	0538-55-4150	0538-55-4150
竜洋分遣所	白羽 698-1	0538-66-5320	0538-66-5320
豊田分遣所	森岡 119-1	0538-32-4470	0538-32-4470
豊岡分遣所	合代島 438-1	0539-62-4569	0539-62-4569

4 救護所

名称	所在地	電話	F A X
磐田第一中学校	国府台 39-1	0538-32-6101	0538-36-2591
向陽中学校	向笠竹之内 1162-2	0538-38-0339	0538-38-3632
神明中学校	鎌田 2262-74	0538-32-4644	0538-36-1859
磐田南小学校	千手堂 1356-1	0538-32-2553	0538-36-3329
磐田北小学校	見付 2352	0538-32-6168	0538-36-3254
福田健康福祉会館	宇兵衛新田 186-1	0538-58-3038	0538-58-3084
福田小学校	下太 380	0538-55-2129	0538-55-2766
竜洋中学校	豊岡 4473-8	0538-66-2324	0538-66-7907
豊田南中学校	立野 200	0538-37-3451	0538-37-3452
豊田中学校	加茂 243	0538-32-4637	0538-32-8392
豊田北部小学校		0538-32-3857	
豊岡中学校	合代島 943	0539-62-2085	0539-62-5962

5 救護病院

名称	所在地	電話	F A X
市立総合病院	大久保 512-3	0538-38-5000	0538-38-5050
新都市病院	中泉 703	0538-34-0150	0538-34-0915

自主防災会への補助金

◎自主防災組織等に対する補助金は以下のとおりです。

補助制度名	内容
防災倉庫整備事業費補助金 ※自主防災会長が申請する ※前年度要望 (秋頃に要望確認について通知)	防災倉庫の新設、更新、増設、修繕 補助率：1/3 補助限度額：40万円
災害時生活用水確保事業補助金 ※自主防災会長が申請する	災害時に生活用水を確保するための資機材整備の経費 補助限度額：3万円

詳細は、危機管理課へお問い合わせください。

個人への助成制度

◎個人に対する助成制度は以下のとおりです。

○地震対策に係る制度

助成制度	内容
家庭内家具固定	<ul style="list-style-type: none"> 家具固定を支援します。 一般世帯 家具1点につき2,000円で固定 要配慮者世帯 家具3点まで無料で固定 ※いずれも4点以上は自己負担
感震ブレーカー設置	<ul style="list-style-type: none"> 地震の際、自動的に電気供給を遮断する感震ブレーカー設置費用の一部を助成します。 設置費用の2/3以内 限度額 5万円 ※補助対象について 増設の場合は機器代金＋工事費 新築、配電盤の取替えの場合は機器代金(感振機能部分)のみ

詳細は、危機管理課へお問い合わせください。

○木造住宅の耐震化に係る制度

※昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された旧耐震基準の木造住宅が対象

助成制度	内容
わが家の専門家診断 ※令和 6 年度まで	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断を希望される方の自宅に専門家を派遣します。 建築住宅課で受付します。※費用はかかりません。
耐震補強工事 (補強計画一体型) ※令和 7 年度まで	<ul style="list-style-type: none"> 作成した耐震補強計画に基づき耐震評点を 1.0 以上、かつ 0.3 以上向上する耐震補強工事費用の一部を助成します 補強工事費の 80%に相当する額 <p>限度額 高齢者等世帯 120 万円 その他の世帯 95 万円</p>
解体工事 ※令和 7 年度まで	<ul style="list-style-type: none"> 自己居住用の耐震性が低い木造住宅の解体費用の一部を助成します。※住宅解体後は建替え又は新耐震基準の住宅へ住み替えるものに限ります。 解体工事費の 23%に相当する額 <p>限度額 高齢者・子育て等世帯 50 万円 その他の世帯 30 万円</p>
耐震シェルター設置	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化が必要な木造住宅に耐震シェルターを設置する費用の一部を助成します。 設置費の 1/2 以内 <p>限度額 高齢者等世帯 25 万円 その他の世帯 15 万円</p>
防災ベッド設置	<ul style="list-style-type: none"> 地震による住宅の倒壊から身を守るための防災ベッドの購入費用の一部を助成します。 購入費用の 1/3 以内 <p>限度額 10 万円</p>

○瓦屋根住宅の耐風化に係る制度

※令和 3 年 12 月 31 日以前に建築された瓦屋根の住宅が対象

助成制度	内容
耐風診断	<ul style="list-style-type: none"> 瓦屋根の基準に適合しているかどうか、瓦屋根診断技士等による診断費用の一部を助成します。 診断費の 2/3 以内 <p>限度額 2.1 万円</p>
耐風改修工事	<ul style="list-style-type: none"> 基準に適合していない瓦屋根について、所要の耐風性能を有する屋根への改修工事の一部を助成します。 工事費の 23%に相当する額 <p>限度額 55.2 万円</p>

※詳細は、建築住宅課へお問い合わせください。

様式第1号（第4号関係）

自主防災組織整備事業費補助金の交付申請書

年 月 日

磐田市長 草地 博昭

自主防災会名
住所又は所在地 磐田市
氏名又は名称
電話番号

磐田市自主防災組織整備事業費（**防災倉庫整備費**）の補助金について、下記のとおり交付を申請します。

記

1 補助事業の目的、内容及びその効果

2 交付申請額 円

3 補助事業に要する経費

事業名	事業費 (予算額)	負担区分		備考
		自己負担額	補助金申請額	
防災倉庫整備	円	円	円	

4 当該補助事業の遂行に関する計画及び完了予定日（事業の計画）

（設置） 予定年月日 年 月 日

1 自主防災会名および代表者氏名

自主防災会名 <p style="text-align: center;">自主防災会</p>	自主防災会長氏名
--	----------

2 世帯数（5月1日現在）

世 帯

3 整備概要

事 業 項 目	※該当するところに○をつけてください。 <p style="text-align: center;">新 設 ・ 更 新 ・ 増 設 ・ 修 繕</p>						
※新設・更新の場合 ◆設置する倉庫の大きさ	m ²						
※増設の場合 ①設置した倉庫の戸数及び大きさ ②既設の倉庫の設置戸数および大きさ ◎合計戸数及び大きさ(①+②)	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">_____ 戸</td> <td style="text-align: center;">m²</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____ 戸</td> <td style="text-align: center;">m²</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____ 戸</td> <td style="text-align: center;">m²</td> </tr> </table>	_____ 戸	m ²	_____ 戸	m ²	_____ 戸	m ²
_____ 戸	m ²						
_____ 戸	m ²						
_____ 戸	m ²						
※更新・増設の場合 ◆土地の所有 ◆土地の使用許可	※該当するところに○をつけてください。 <p style="text-align: center;">私有地 ・ 市有地 ・ その他(自治会所有等) 受けている ・ 受けていない</p>						
※修繕の場合 ◆修繕の内容（実施内容等を記入）							

◎更新は・・・既設の建物を壊して新たに同じ場所に設置した場合

◎増設は・・・既設以外の場所に新たに設置した場合

4 設置場所のわかる地図の添付

5 添付書類 ◎見積書 ◎写真

<更新・増設の場合> ◎土地使用承諾書（写し） ◎カタログ等の写し

生活用水確保事業運用要領

○要綱制定の主旨

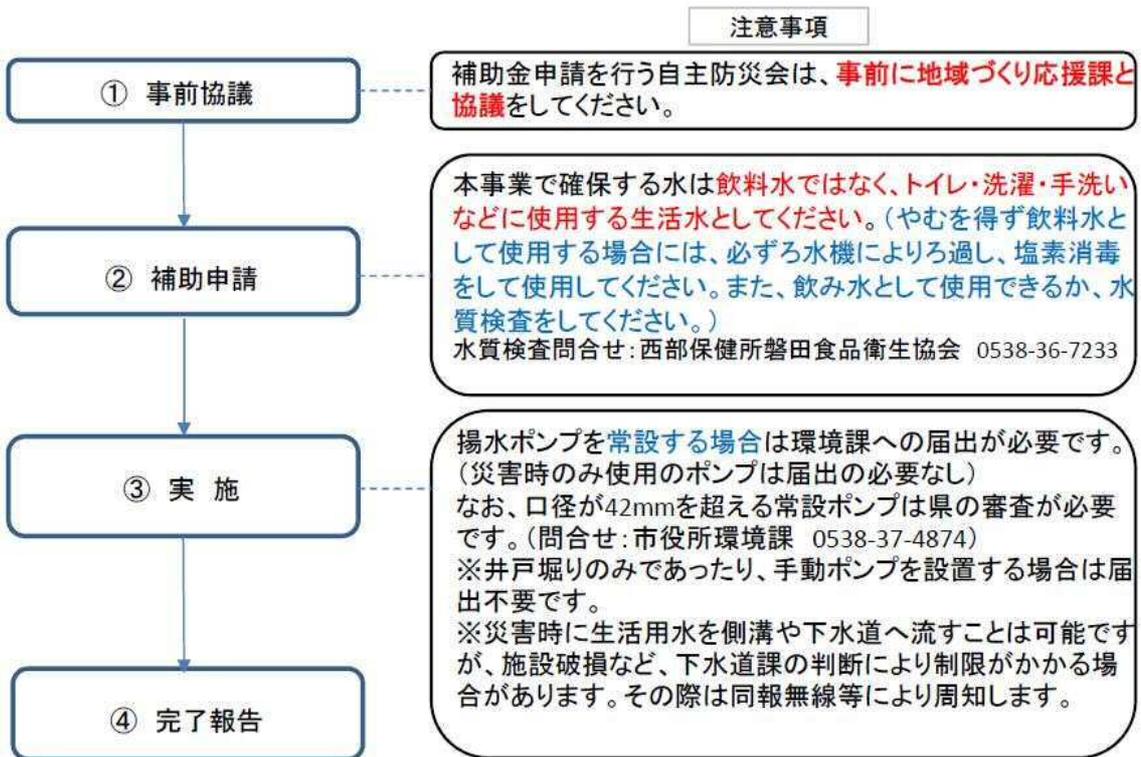
自主防災会が災害時に生活用水を確保するための資機材等を整備することに要する経費に対して3万円を上限として補助する

○生活用水確保事業の考え方

生活用水確保事業は、災害時の生活用水を確保するために必要な工事及び資機材整備とする

生活用水確保事業費補助金
・災害時の生活用水を確保するための資機材を整備するための経費に**3万円を上限として補助する。**

◎事業実施の手順等



○補助の対象例

①	<p>井戸打込み (写真:可搬式ポンプを利用した揚水方式 磐田鮫島方式)</p>	
②	<p>井戸（既設・新規）へのポンプ設置 (手動・電動・エンジンポンプ等)</p>	
③	<p>ミニダム（200ℓ以上の貯水タンク）の材料費</p>	
④	<p>公会堂や自主防災倉庫の雨樋とミニダムの接続</p>	
⑤	<p>揚水ポンプ購入費</p>	
⑥	<p>既設の揚水ポンプへの蛇口等設置</p>	
⑦	<p>その他市長が認めたもの</p>	<p>事務局との協議によるもの</p>

様式第1号（第4条関係）

自主防災組織整備事業費補助金の交付申請書

年 月 日

磐田市長 草地 博昭

自主防災会名
 住所又は所在地
 氏名又は名称
 電話番号

磐田市自主防災組織整備事業費（生活用水確保事業）の補助金について、下記のとおり
 交付を申請します。

記

1 補助事業の目的、内容及びその効果

生活用水を確保することで災害に強い地域をつくる

設置場所：

2 交付申請額 円

3 補助事業に要する経費

事業名	事業費 (予算額)	負担区分		備考
		自己負担額	補助金申請額	
生活用水確保事業	円	円	円	

4 当該補助事業の遂行に関する計画及び完了予定日（事業の計画）

（設置）予定年月日 年 月 日

5 添付書類

見積書、位置図、施工図面（カタログ等）

防災関係連絡先一覧

○自主防災会及び補助金等関係

- ・ 危機管理課
防災対策グループ
TEL 0538-37-2116
FAX 0538-32-0177
e-mail : kiki@city.iwata.lg.jp
- ・ 福田支所市民生活課市民生活グループ
TEL 0538-58-2370
Fax 0538-55-2110
e-mail : fukude@city.iwata.lg.jp
- ・ 竜洋支所市民生活課市民生活グループ
TEL 0538-66-9100
Fax 0538-66-2139
e-mail : ryuyo@city.iwata.lg.jp
- ・ 豊田支所市民生活課市民生活グループ
(アミューズ豊田内)
TEL 0538-36-3150
Fax 0538-34-2496
e-mail : toyoda@city.iwata.lg.jp
- ・ 豊岡支所市民生活課市民生活グループ
TEL 0539-63-0020
Fax 0539-63-0031
e-mail : toyooka@city.iwata.lg.jp

○自治会関係

- ・ 自治デザイン課地域づくり推進グループ
TEL 0538-37-4811
Fax 0538-32-2353
e-mail : chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp
- ・ 支所については上記自主防災会関係と同じ

○防災対策関係

- ・ 危機管理課 TEL 0538-37-2114

○救護所関係

- ・ 健康増進課 TEL 0538-37-2013

○避難行動要支援者関係

- ・ 福祉課 TEL 0538-37-4814

○その他道路や水道関係

- ・ 道路河川課 TEL 0538-37-4897
- ・ 上下水道総務課 TEL 0538-58-3086
- ・ 上下水道工事課 TEL 0538-58-3281
- ・ 建築住宅課 TEL 0538-37-4899
- ・ 静岡県袋井土木事務所 TEL 0538-42-3210